

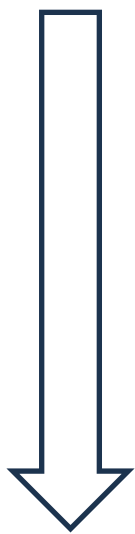
障害者の生涯を通じた 多様な学習活動の充実について



文部科学省
総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
障害者学習支援推進室

「障害者の生涯学習」に取り組む きっかけ①

○2006年（平成18年）国連総会で「障害者権利条約」が採択



条約の批准に向けて、国内法を整備

障害者基本法の改正（H23）

障害者差別解消法の制定（H25） など

○2014年（平成26年）「障害者権利条約」の批准

○障害者権利条約（抜粋）

第二十四条 教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。

（略）

⇒これ以前より、各地で「障害者青年学級」等の取組が実施されていたが、『国として』取り組む必要が示された。

「障害者の生涯学習」に取り組む きっかけ②

・・・2016年（平成28年）10月 当時の文部
科学大臣が特別支援学校を視察した際に
聞いた保護者からの不安の声

『子供たちは、特別支援学校を卒業した後
に、学びや交流の場がなくなってしまう』

⇒当時の状況は？

当時の状況

◇学校卒業後の障害者の状況

※H28学校基本調査より

⇒ 90%以上が就職又は障害福祉サービス利用へ進む

◇障害者本人の意識、ニーズ

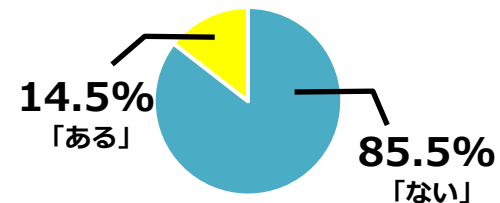
※平成30年度 障害者本人への調査より

⇒ 80%以上が学習機会の充実を重要と考えている

◇社会教育施設等の状況

※平成30年度 社会教育施設等に対する調査より

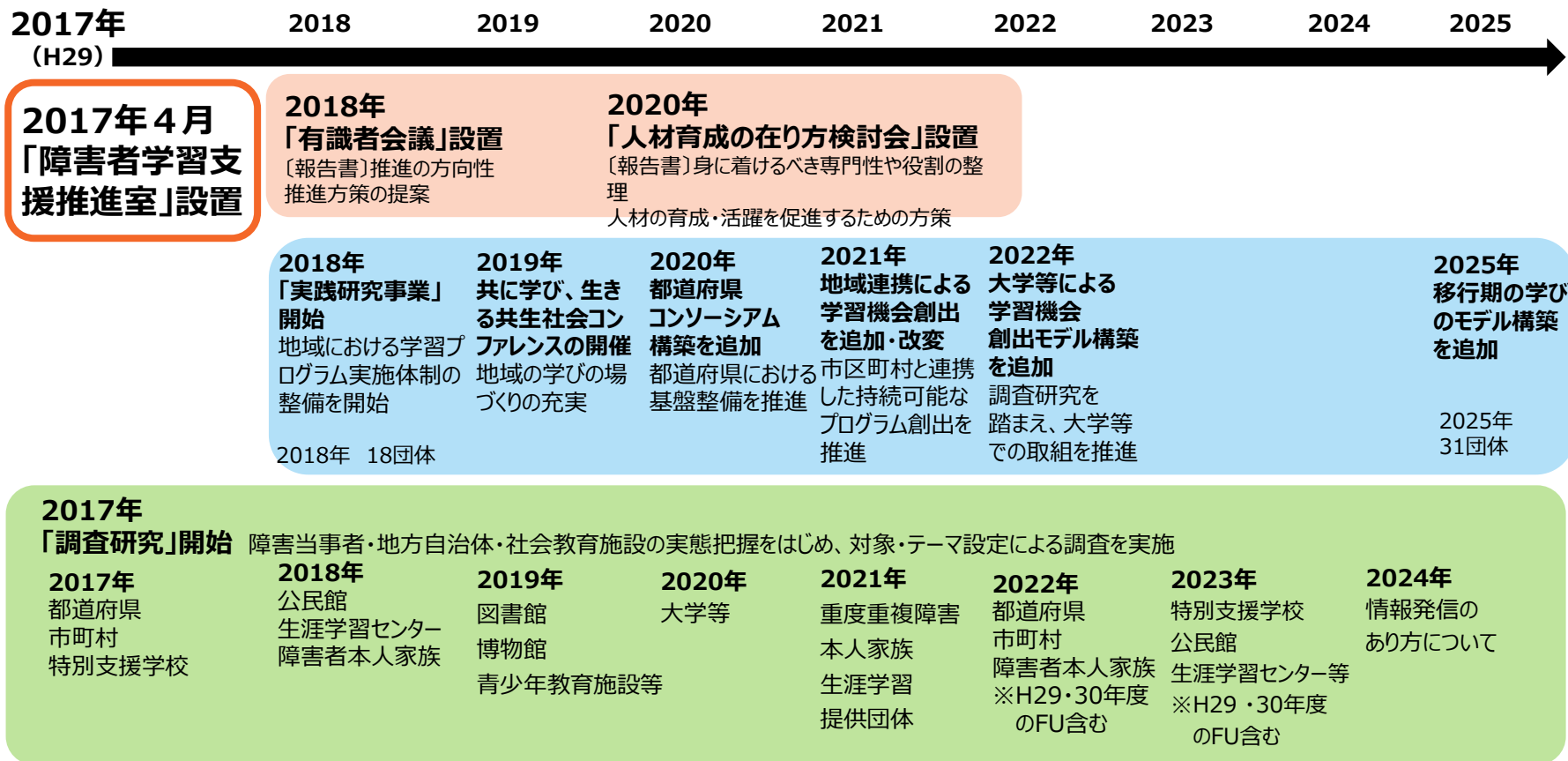
⇒ 障害者の学習活動の支援に関わった経験が「ある」と回答した公民館等は14.5%しかない



⇒障害者の多くは、社会に出た後、本人に学びの意欲があっても、周囲に学びの機会がない！

1. これまでの取組とその成果

障害者の生涯学習政策の展開 2017年～（障害者学習支援推進室 開設後）



教育振興基本計画 第3期（H30～）第4期（R5～）に「障害者の生涯学習の推進」が明記
障害者基本計画 第4次（H30～）第5次（R5～）に「生涯を通じた多様な学習活動の充実」が明記

有識者会議最終報告のポイント

「障害者の生涯学習の推進方策について―誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して―（報告）」

目指す方向性

- 誰もが、障害の有無にかかわらず**共に学び、生きる共生社会の実現**
- **障害者の主体的な学び**の重視、個性や得意分野を生かした**社会参加の実現**

取り組むべき施策

- 国、地方公共団体、特別支援学校、大学、民間団体が役割分担し、**多様な学びの場づくり**を推進
- **教育、福祉、労働等の分野の取組と連携の強化**が重要

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2019/04/01/1414984_2.pdf

学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業

令和7年度予算額
(前年度予算額)

124百万円
136百万円



令和6年度補正予算額

9百万円

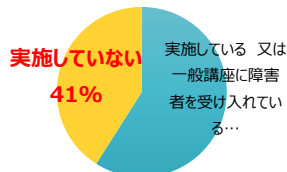
趣旨・背景

障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の成立等により、**学校卒業後の障害者に対する生涯学習の機会の確保**が求められている。また近年、社会からの要請として、差別解消法や読書バリアフリー法等の施行により**合理的配慮や情報保障への対応が急務**となる中で、実態把握・モデル開発・普及啓発等の取組を進め、「**障害の有無に関わらず共に学び、生きる共生社会**」の実現を目指す。

障害者の生涯学習の推進に関する現状と課題

市区町村アンケート (R4)

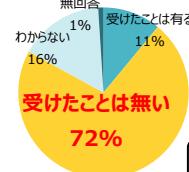
Q:障害者の生涯学習の取組を実施していますか？



課題①：特に小規模自治体は、障害者の生涯学習の場が少なく、担い手側のノウハウがない。

社会教育施設アンケート (R5)

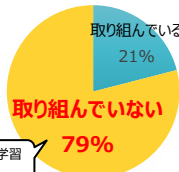
Q:合理的配慮に関する意思表示を受けた経験がありますか？



課題②：障害者の生涯学習の場における合理的配慮や情報保障に係る経験が少ない。

障害者本人アンケート (R4)

Q:現在、生涯学習に取り組んでいますか？



課題③：生涯学習の機会に関する情報が障害当事者に伝わっていない。

「障害者基本計画（第5次）」（令和5年3月14日閣議決定）

地域における学校卒業後の学習機会の充実のため、教育・療育機関は、関係機関と連携して生涯学習を支援する役割を果たす。

「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）

誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を実現するため、障害者の生涯学習の充実に向けて、社会教育施設や民間団体における取組、大学等における公開講座といった学びの場・機会の提供等の取組の推進を図る。

「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）

6. 幸せを実感できる包摂社会の実現

(1) 共生・共助・女性活躍社会づくり
(共生)

第5次障害者基本計画に基づく障害者の就労や地域生活の支援及び生涯学習の推進、…
(中略) …の促進を図る。

(2) 安全・安心で心豊かな国民生活の実現
(文化芸術・スポーツ)

…(中略) …書籍を含む文字・活字文化の振興（書店と図書館等との連携促進及び読書バリアフリーの推進を含む）や書店の活性化を図る。

事業内容

障害者の日常生活の近くにある市区町村等における取組を中心に、福祉関係者等との連携などにより、合理的配慮等を考慮した学びの機会の充実を図る。

障害者の学びの場における情報保障についての実態調査 【9百万円(R6補正)】

近年、読書バリアフリー法(R1)や情報コミュニケーション法(R4)の施行など情報保障への関心が高まる中で、障害者等が学びの機会から除外されないよう実態把握が必要。

◆読書バリアフリー法基本計画の着実な実施のため、全国的な実態調査により、各取組の進捗状況を把握する。

生涯を通じた共生社会の実現に関する調査研究

【3百万円 (3百万円)】

施策の着実な推進のため、障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因について、**障害当事者**はもとより、実施主体として期待される**自治体**や社会教育施設、高等教育機関等に対する**定期的な調査が必要**。



(コンソーシアム会議の様子)

例1
車いす利用者だけダンスを学びたい！
→上半身だけで表現できるダンスにアレンジして提供

例2
弱視のため一般的な文字サイズの資料が読めない
→文字を拡大した資料を作成・提供

(合理的配慮の具体例)

地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究

【97百万円 (108百万円)】

都道府県レベルのネットワーク構築や、地域レベルの学習機会の拡充、民間団体や大学等によるモデル開発など新たな学びの場の創出等を推進し、**合理的配慮の観点**を踏まえながら、**継続的な障害者の生涯学習の機会を確保**し、その成果を発信。



(障害者参加型フォーラム)

普及・啓発活動の強化

【24百万円 (24百万円)】

障害者の生涯学習の充実には関係者を増やすことが重要。生涯学習の担い手の育成や学習環境の質的・量的な充実を図るため、関係者が集う**コンファレンス**や、**障害者参加型のフォーラム**等の普及啓発活動を積極的に実施。



(事例集の発行)

アウトプット（活動目標）

- ①実践研究事業による都道府県（指定都市）等の**主体的な連携体制の構築**
- ②多様な生涯学習プログラムの**モデル開発・実施**
- ③普及・啓発事業の実施による**成果の共有**

中期アウトカム

- ①自治体の障害者計画に位置付けられるなど、**障害者の生涯学習への関心が高まる**。障害への理解が深まる。
- ②障害者のニーズに対応した**多様な生涯学習プログラム**が増加。
- ③障害者の生涯学習の担い手人材が増加。

長期アウトカム

学校卒業後の障害者の身近に生涯学習の機会（学習・スポーツ・文化等の活動機会）が充実し、障害の有無に関わらず、共に学び生きる、共生社会が実現する。
令和9年度に「障害者本人等が身近に生涯学習の機会がある」と回答する割合を50%へ増加（平成30年度は34.3%）

(担当：総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課)

障害者の生涯学習の推進状況

～調査研究結果からの考察～

文部科学省がこれまで実施した下記の調査から、地方公共団体（都道府県・市区町村）、特別支援学校、社会教育施設（公民館・生涯学習センター等）における障害者の生涯学習の取組の進捗を確認

- **H29年度 障害者の生涯学習活動に関する実態調査**

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_01168.html

- **H30年度学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等に関する調査研究**

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1419299.htm

- **R4年度 地方公共団体及び障害者本人を対象とした実態調査**

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1419299_00001.htm

- **R5年度 生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究**

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1419299_00002.htm

- **R6年度 生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究、並びに障害者の生涯学習推進ポータルサイト構築**

https://kyouseisyakainomanabi.mext.go.jp/investigation/investigation_r6/

地方公共団体（都道府県・市町村）

■ 行政計画に「障害者の生涯学習」について記載がある

	H29	R4
都道府県	31.4% →	95.1%
市区町村	16.0% →	59.4%

■ 障害者の生涯学習活動に関する情報提供をしている

	H29	R4
都道府県	54.3% →	84.6%
市区町村	25.5% →	64.9%

■ 学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める講座・プログラムについて

実施していない

	H29	R4
都道府県	28.6% →	2.4%
市区町村	75.6% →	40.9%

都道府県の取組は順調に進捗している…？
市区町村に波及できていない状況も。

社会教育施設（公民館・生涯学習センター等）

■ 障害者への学習支援の経験がある

H30	R5
14.5%	32.8%

■ 担当者がいる（専任・併任問わず）

H30※1	R5※2
5.6%	3.8%

※1 「いる / いない」の2択
 ※2 「専任 / 兼任」の回答を合算
 【専任0.3% / 兼任3.5%】

■ 障害者が参加できるプログラムがある

	H30※1	R5※2
障害者を主な対象とした講座等	4.2%	3.3%
一般市民を対象にした講座等へに障害者が参加可能	10.1%	9.0%

※1 「学習活動の支援経験がある(14.5%)」のうち「障害者のみを対象とした事業・プログラムの経験あり(10.3%)」と「障害の有無にかかわらず参加可能なプログラムの経験あり(69.3%)」の割合から計算

※2 R5年度調査では、R4年度の実績による回答

コロナの影響が大きいと思われるが、改善に向けた取り組みが必要な状況！

⇒どんな方法が考えられるでしょうか？

教育と福祉の連携に着目 ①

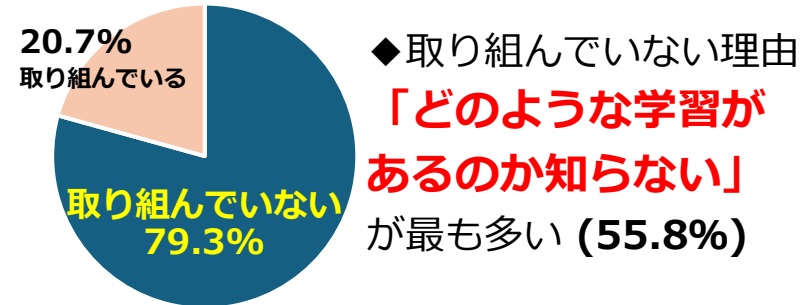
令和4年度 障害者本人を対象とした実態調査

■ 障害者の生涯学習に関する情報提供の状況

情報提供している (一部提供を含む)	
都道府県	84.6%
市区町村	64.9%

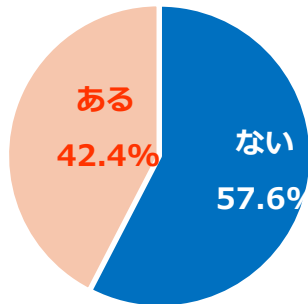
情報を発信しても
当事者に届いていない
可能性は？

■ 生涯学習の取組状況（現在）



情報を届けるには？

■ 生涯学習に関して相談できる 人や機関の有無



◆具体的な相談先
家族（59.7%）以外では
「障害福祉サービス事業
所や施設の職員」
（36.3%）に相談できる
人が多数

日常的に関わる障害福祉
サービス事業所や施設の
職員から、学習情報を届ける
ことも効果的！

教育と福祉の連携に着目 ②

令和4年度 障害者本人を対象とした実態調査

■ 学校卒業後の障害者が生涯学習活動として取り組める講座・プログラムの実施

実施していない

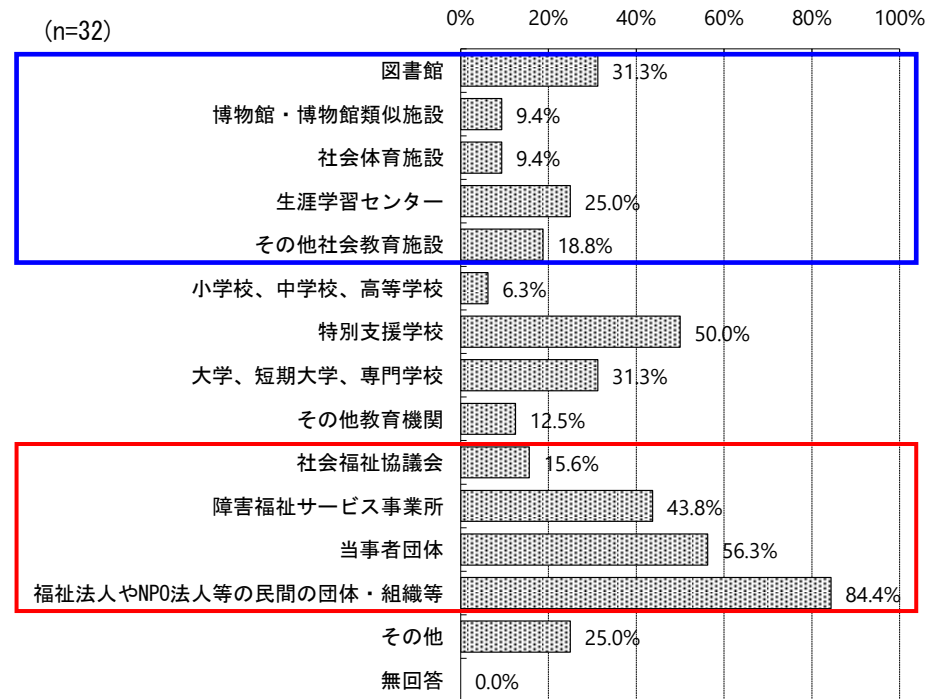
都道府県 2.4%

市区町村 40.9%

更なる充実が期待されるが、合理的配慮や受講者集めへの不安の声も...

■ 講座・プログラムの実施主体

(n=32)



福祉法人やNPO等をはじめ、当事者団体・障害福祉サービス事業所等の福祉関係団体が実施主体となることが多い。

講座・プログラムの実施には、福祉関係団体との連携が効果的！

実践例：秋田県（公民館・福祉事業所・特別支援学校が連携した学習プログラムの開発）

学びの場の充実に向けて

実施主体	得意	不得意
社会教育関係者	○学びの専門知識・技術 ○地域とのつながり ○公民館等の施設	●公民館にこない人へのアプローチが少ない ●障害者支援の経験が少ない (接点がない)
福祉関係者	○障害の専門知識・技術 (合理的配慮) ○ケアを通じた障害者とのつながり	●障害者以外の参加者を巻き込むことが難しい ●余暇活動のバリエーションが少ない

⇒ 多様な立場の関係者が補い合うことで、障害の有無に関わらず学ぶことができる場が生まれる！

「福祉関係団体」発の取組と行政との連携

NPO法人エイブル・アート・ジャパン × 仙台市

「本人主体」の学習プログラムづくり

当事者とともに企画し、「やってみたいこと」「学びたいこと」からさまざまな学習プログラムを実施。

→R6年度、仙台市事業（文科省委託事業）として取組を継続



学習プログラムの様子
「スウプノアカデミア」

NPO法人ポラリス × 山元町

障害の有無にかかわらず「学び合う場」

障害の有無に関わらず誰でも参加できる学習プログラムを実施することで、地域住民として交流できる機会となり障害理解につながっている。

→これまで関わりの薄かった教育委員会との協働体制が構築



地域の合唱サークルと一緒に歌の練習

社会福祉法人一麦会 × 紀の川市

福祉事業所の学びの居場所を「開く」

法人が運営管理する古民家を拠点に実施してきた講座が、徐々に広がり、地域の公民館講座として公民館で開催するに至っている。当事者も講師補助を務めることもある。



毎週水曜夕方、古民家でやりたいことを話す

→公民館共催を契機に、近隣市の公民館講座にも波及

NPO法人フュージョンコムかながわ × 神奈川県

重度障害者へ学びを「届ける」

障害の程度が重く学びの場へのアクセスが困難な方の自宅に訪問して本人が望む学びを届けるプログラムを実施。

→R6年度に神奈川県との協働事業として採択



自宅での訪問学習の様子

「共に学ぶ」 様々な実践

教える側・教わる側にこだわらない「共に学ぶ」実践

- 同じ学習者として 学ぶ仲間として
- 対話と学びを通して障害理解・人間理解へ
- 顔が見える（顔がわかる）関係に
- 講座講師として地域住民への学習の提供者に

共生社会 の実現へ

障害の有無に関わらず
地域社会の一員として
認め合える社会に

学びの成果を地域に開く

社会福祉法人一麦会 ～ゆめ・やりたいこと実現センター～

センター実施の「やりたいこと講座」で学んだウクレレ演奏を認められ、公民館の地域住民向けの講座に講師助手として参加。参加者目線で講座をサポートし、参加者から「楽しく参加できた」と感想が出るほど大成功の講座に。



参加者にウクレレを教える
(一麦会提供)

当事者と学生の対話から「当たり前」の違いを知る

NPO法人障がい児・者の学びを保障する会 ～超大学～



当事者の日常にある困りごとや違和感を題材に、社会の当たり前が当たり前でないことを知ることで、当事者の生きづらさに共に向き合い考え、暮らしやすい社会を考える。

上智大学での超大学の様子
(<https://npo-manabinokai.com/blog/2022-3-21/>)

本人の興味関心を誰でも参加できるプログラムに

医療法人稲生会 ～みらいつくり大学校～

障害の有無関係なくオンラインオフライン含め多様な学びの機会を設けて、その人にあった参加形態を確保。参加する人が自発的に参加できる場をつくり、参加者双方向の対話から学びを深めていく。



みらいつくり大学校の活動紹介
(<https://futurecreating.net/>)

教える側と教わる側を作らないフラットな場

NPO法人春日井子どもサポートKIDS COLOR ～エンジョイ+（プラス）～



餃子づくり大成功！準備からみんなで考え企画
(KIDSCOLOR提供)

当事者の家と職場（事業所）以外の第3の居場所としてやりたいことや仲間との雑談を通じて主体的に学ぶ意識を醸成する場。毎回当事者同士で話し合いをしながら何をしたいか決めており、活動を通じてお互いを尊重しあう人間関係が育まれている。

NPO法人春日井子どもサポートKIDS COLOR (所在地: 愛知県春日井市)

事業名

春日井市における民間との協働による障害者生涯学習プログラムの開発

主な連携先

春日井市文化・生涯学習課/KIDS COLOR

事業の趣旨・目的

- ・障害者の生涯学習を推進していくために行政と民間団体が協働して障害者生涯学習プログラムの開発に取り組むこと。
- ・障害がある子ども、人がスポーツや文化活動を通して自分の楽しみや得意を見つけ、支援者や仲間と安心して過ごせる居場所を増やすこと。

学習プログラムの内容

1. 連携協議会の開催: 障害児・者に関わる課の課長、社会福祉協議会、特別支援学校、保護者団体、有識者(大学教授)が委員となりNPOと各課の連携を目的とする。→令和6年度以降も継続。委員以外に当事者の方を委員にする案も出ている。
2. 障害者の生涯学習実践研究講座: 障害のある人のライフステージに沿った支援、環境、課題を取り上げ、行政職員、福祉事業所職員、一般の人が学びあうことを目的とする。→令和6年度以降、現在の熟年大学を市民アカデミーに変更し、ここで継続する案が出ている。
3. 文化・スポーツ講座: サッカー講座を担当した民間サッカークラブが月1回の開催で、参加費を徴収して自走を始めた。ダンス講座は、社会福祉協議会が主催するダンス教室を引き続き行う。それ以外に、特別支援学校へのダンス講師派遣についてはどういう形で継続するか検討中。但し、学校教育課が中学生の部活動の地域移行に伴い、支援学校を借りて、ダンス部を設置する意向。書道講座についても検討中。アート講座は中部大学で行っていたので、今後KIDS COLORとのコラボも検討中。サッカー講座やアート講座など、中部大学の学生ボランティアを派遣する仕組みも作っている。
4. わくわくサークルエンジョイ+ (本人会): 令和5年度10月からスタート。現在10名程度の青年が来ている。自宅でも作業所(仕事先)でもない、第3の場所としてなんでもサークルとする。自分たちが運営し、仲間と学び、楽しみ、自分たちの居場所になっていくことを目的とする。

主な対象

知的・身体・精神・
発達障害

事業実施体制

★KIDS COLOR ★ ←連携協働→ ★春日井市★

★コーディネーター★田中良三氏(愛知県立大学名誉教授)

◆行政メンバー◆
文化・生涯学習課/
障がい福祉課/学校
教育課/子育て推進
課/総合福祉セン
ター/地域福祉課

◆中部大学◆
現代教育学部
教授/学生ボ
ランティア

◆保護者団体◆
手をつなぐ育成
会/肢体不自由
児・者父母の会
/精神障害者む
つみ会/桃山会

特別支援学校2校

FC.FERVOR
(サッカー)
D-highDance
(ダンス)
書道・アート

令和6年度

『いきがい創生部』

を設置!

人生100年時代。障害の有無に
かかわらず誰もが学べる・つながる・
楽しめるまちづくり

春日井市の障害者の生涯学習支援に関するお問合せ



KIDS COLORのHP

書のまち 春日井
春日井市公式ホーム
ページ (kasugai.lg.jp)



障害者への情報発信のあり方について (R6年度調査研究)

■「かたろうえ大分」



動画で学んでみよう！



・大分県では、障害者の生涯学習情報に特化したポータルサイト「かたろうえ大分」を通じて、障害者の生涯学習情報の発信を行っている。

・イベント一覧及び団体一覧に掲載する情報は、県が情報提供フォームを用意し、それを県内市町村の生涯学習所管課や、コネクションのある協議会や団体に送付することで収集した。

障害者への情報発信のあり方について (R6年度調査研究)

■「ふくおか生涯学習ひろば」



・福岡県では、生涯学習情報を集めた県のポータルサイト「ふくおか生涯学習ひろば」の講座・イベント検索機能において、『障がい者の文化・スポーツ』という項目で、障害者が参加可能な講座・イベントをわかりやすく、手軽に絞り込めるようにしている。

■兵庫県「学び場」検索アプリ

・兵庫県では、「学び場」検索アプリを神戸大学と共同で開発し、障害者の生涯学習の場（活動団体及び社会教育施設等）を、地域や興味関心のあるグループごとに探すことできる機能を提供している。

・活動団体の情報は、コーディネーターのコネクションや、コンファレンスや研修会で地域に周知したりすることによって収集した。



共生社会のマナビ ～障害者の生涯学習推進ポータルサイト～



5 共生社会のマナビ
障害者の生涯学習推進ポータルサイト

文部科学省
文字サイズ変更 標準 大きく
HOME 最新情報 事例検索 各自治体の学習支援窓口 文部科学省の取組 その他の取組

学習に関する調査・研究 詳細>
学校卒業後における学びの支援に関する実践研究 詳細>
誰もが障害をできる社会を目指して
視覚障
読書環
(読書バ
に

1 全国の学習支援の好事例をさがす
キーワード キーワードを入力
検索
キーワードや内容を入力して生涯学習の情報を検索します。
取組別の検索は下記をご確認ください。
学校卒業後における学びの支援に関する実践研究をさがす
「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰をさがす
Q 入力した条件で検索
詳細条件を指定して検索

2 各都道府県のお問合せ先はこちら
都道府県・指定都市
障害者学習支援担当窓口一覧 詳細>

文部科学省の取組

学校卒業後における学びの支援に関する実践研究
「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰
障害者の生涯学習に関する調査・研究
視覚障害者等の読書環境の整備(読書バリアフリー)について
超福祉の学校
共に学び、生きる共生社会コンファレンス



1. 事例検索機能

自治体職員や支援者が全国の事例や取組を検索しやすいように、「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究」、「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰の事例検索機能付き！①都道府県、②対象、③活動内容の詳細設定も可能。



2. 各都道府県問い合わせ先

障害者本人や支援者が、障害者の生涯学習に関する相談、居住地での取組についての情報にアクセスしやすいように、サイト中央に設置！



3. 読書バリアフリー

法律、第二期基本計画、関係者協議会や普及啓発用リーフレットなど必要な資料を集約！



4. フォーラム・コンファレンス

障害の有無にかかわらず、共に学び生きる共生社会の実現を目指すイベント「超福祉の学校」、全国各地の取組事例発表や関係者間での交流や協議を行う「コンファレンス」の情報はこちらから！アーカイブ動画もあり、先進的な取組の情報収集が可能。



5. アクセシビリティに配慮したデザイン

各トピックの内容と関連したイラスト・写真を配置することによって、自治体職員や支援者だけでなく、障害者も視覚的に分かりやすく、求める情報にたどり着きやすいデザイン！読み上げソフトへの対応も考慮。

共に学び、生きる共生社会コンファレンス

趣 旨

— 誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会の実現 —

学校卒業後の障害者が生涯を通じて学び続けられる社会、共に学び生きる共生社会の実現に向けて、**障害者の生涯学習の機会を全国的な整備・充実のために、障害者の生涯学習活動の関係者が集う「共に学び、生きる共生社会コンファレンス※」を全国各地で実施。**（地域別または特定のテーマを設定して開催）

障害者本人による学びの成果発表等や、学びの場づくりに関する好事例の共有、障害者の生涯学習活動に関する研究協議等を通じて、障害の社会モデルに基づく**障害理解の促進**や、支援者同士の学び合いによる**学びの場の担い手の育成**、**教育や福祉、労働など分野を超えた関係者による連携体制の構築**の推進等により、**障害者の学びの場の充実**を目指す。

※コンファレンス（Conference）…会議、協議会関係者間で共有する問題について協議すること

参加者

- ・行政職員（都道府県や市区町村の教育・福祉・労働等の部局の担当者）
- ・社会教育主事（社会教育士）
- ・社会教育施設職員
- ・障害者本人や家族
- ・特別支援学校等教職員
- ・大学関係者（研究者）
- ・障害者の学習支援実践者（NPO等）
- ・福祉サービス事業所職員
- ・社会福祉協議会職員 等

実施内容

【プログラムの例】

- ・行政による施策の説明
- ・有識者による基調講演
- ・多様な実践事例の発表
- ・パネルディスカッション
- ・テーマ別ワークショップ
- ・読書バリアフリー展示
- ・障害者団体によるパフォーマンス
- ・参加者同士の意見交換など交流機会
- ・福祉事業所出展ブース 等

実施主体

- 地域コンファレンス：自治体や自治体と連携する機関
- テーマ別コンファレンス：民間団体等



＜車いすでeスポーツ体験＞



＜障害者アート展示＞



＜当事者による学びの成果発表＞



＜行政説明・基調講演＞



＜読書バリアフリー図書展示＞

コンファレンスの
アーカイブ動画等
（文部科学省HP）



令和7年度「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」開催予定

■ 地域コンファレンス
○ テーマ型コンファレンス



開催日順

令和7年度「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」

開催概要

	実施団体	期日	開催地	開催方法	テーマ・備考等
1	北海道教育委員会	10/30(木)	北海道函館市	対面＋配信	
2	東京都教育委員会	10/31(金)-11/3(月)	東京都渋谷区	対面＋配信	「超福祉の学校」の中でいずれか1日
3	兵庫県教育委員会	11月	兵庫県神戸市	対面	
4	社会福祉法人一麦会	11月下旬-12月上旬	和歌山県	対面＋配信	
5	社会福祉法人北杜	12月	秋田県秋田市	対面	
6	愛媛大学	12月中旬	愛媛県松山市	対面＋配信	
7	秋田県大館市	12/14(日)	秋田県大館市	対面＋配信	
8	宮城県教育委員会	12/20(土)	宮城県	対面	
9	石川県教育委員会	12月-1月	石川県	対面	
10	宮崎県	1月	宮崎県	対面＋配信	
11	大分県教育委員会	1月下旬	大分県大分市	対面＋配信	
12	一般社団法人眞山舎	1/31(土)	東京都国立市	対面	
13	仙台市教育委員会	1/31(土)	宮城県仙台市	対面	
14	株式会社Happy	2月	兵庫県神戸市	対面	

※令和7年5月時点

大分県教育委員会（所在地：大分市府内町3丁目10番1号）

事業名

生涯を通じた障がい者の学び支援事業

事業の趣旨・目的

・障がい者の生涯にわたる学びを支援するため、以下の取組みを行う。

- ①教育と福祉等、分野横断的・持続的な関係者の連携体制の確立（コンソーシアム）
- ②学校教育から社会教育への円滑な接続、保護者への普及啓発（出前講座等）
- ③「学びの拠点」構築、県内全域での講座等の実施（モデル事業、青少年の家、大学）
- ④専用ウェブサイトの充実、認知度向上

事業実施体制・連携先

実施主体 **大分県地域連携コンソーシアム**

- 大分大学 ○特別支援学校 ○大分県社会福祉協議会 ○大分県障害者社会参加推進センター ○芸術文化 ○スポーツ団体 ○当事者団体 ○企業
○行政（市教委、県教委（社会教育課、特別支援教育課）、県福祉保健部）

事務局 県教育委員会社会教育課（事業のコーディネーター的役割も担う）

事業内容

I 地域連携コンソーシアム会議

（内容）・社会教育・特別支援教育・障がい福祉関係者のネットワーク維持強化、情報や課題について協議⇒地域連携コンソーシアム会議実施（年3回）

（構成）県教委、県障害福祉課、特別支援学校、大分大学、市教委、県社会福祉協議会、市町村自立支援協議会、企業、障がい者支援団体、芸術・スポーツ関係団体

II 普及・啓発

- 「かたろうえ大分」の認知度向上のために、スマートデバイスへのアイコン登録を特別支援学校等で進める
- 実践交流会（共に学び、生きる共生社会コンファレンス）での事業の啓発・普及
- DET（障害平等研修）の実施（県内2箇所：3カ年で6箇所）による支援者養成

III 学びの機会やプログラムの創出及び全県的拡大

- 大分大学及びモデル公民館・図書館、県立青少年の家での講座（インクルーシブな講座を含む）実施
- 県内特別支援学校との連携強化及び在学中に「卒業後の学び」に触れる機会を増大（大学や公民館講座、おおいたユニバーサルカレッジへの誘導）

IV 学びの拠点の拡充及び機能強化

- 「おおいたユニバーサルカレッジ」拡充⇒居心地の良い「サードプレイス」としての定着を図り、「学びの拠点」として学びたい人と学ぶ場をつなぐ
 - ・利用者が定期的・継続的に集い、交流できる場（居場所）の提供
 - ・利用者の心身の健康保持や豊かに生きる力の育成、社会参加の促進を図るため、スポーツ・芸術・社会スキル等に関する学習プログラムの開発・実施
 - ・広報・啓発活動の推進（チラシ等での広報及び公民館・特別支援学校出前講座の実施）



「かたろうえ大分」アイコン



おおいたユニバーサルカレッジ

事業終了後の目指す方向性

「障がい者の生涯学習支援」の継続・発展⇒**県として事業化する**

- ①地域コンソーシアム会議
- ②特別支援学校出前講座
- ③ウェブサイト「かたろうえ大分」
- ④おおいたユニバーサルカレッジ

※市町村や大学等は自前で講座等を実施し、求めに応じて県は助言等の支援を行う。

「学びの提供者」と「学びたい人」をつなぐハブ、「ワンストップ相談施設」としての機能を持つ。「コンソーシアム」及びウェブサイト「かたろうえ大分」、「特別支援学校出前講座」と有機的に連動しながら取組を推進。

その他

- ・障がい者の生涯学習に関する専用サイト「**かたろうえ大分**」に県の取組や各種団体・イベント情報、学習動画を掲載
- ・令和6年度の取組をまとめた「報告書」を発行（「かたろうえ大分」に掲載）

「かたろうえ大分」トップページ



HPの二次元コード→



北海道教育委員会（所在地：北海道）

事業名

障がい者の生涯学習支援体制構築モデル事業

事業の趣旨・目的

- ・学校卒業後の障がい者の社会参加・活躍を一層推進するため、地域コンソーシアム形成による持続可能な生涯学習推進体制を構築し、多様な学びの場の拡充を目指す。
- ・市町村が障がい者の生涯学習に関する施策を計画的に推進できるよう、共生社会コンファレンス等の取組を通して、成果の普及を図る。

事業実施体制・連携先

- ・医療法人、社会福祉法人、大学等の高等教育機関、特別支援学校、社会教育関係団体、障がい当事者団体、道立生涯学習推進センター、社会教育施設（ネイパルなど）、市町村（教育委員会含む）、スポーツ関係団体、企業など

事業内容

- ・関係機関の参画による地域コンソーシアムの形成
（地域コンソーシアム会議、各地の障がい者の生涯学習に関する取組及び他地域の共生社会コンファレンス等の構成員視察、障がい者の受入体制向上のための啓発資料の作成）
- ・障がい者の生涯学習プログラムを実施する多様な実施主体（市区町村、大学、民間団体等）に対する支援
（多様な主体の連携による学習プログラム構築事業、スタートアップ支援学習会、障がい者の生涯学習推進キックオフミーティング）
- ・障がい者の学びを支援する人材の育成に資する研修（合理的配慮を含む）の実施
（障がい者の学びの支援入門講座、障がい者の生涯学習に関する理解促進に向けたキャラバン隊、社会教育主事講習における講座科目の設定）
- ・地域における関係団体、支援者、障がい者本人等が参加する共生社会コンファレンスの実施
（共に学び、生きる共生社会コンファレンス in 北海道）
- ・障がい者の学びに関するニーズや実態、地域の学びの環境に関する調査研究の実施
（障がい者の学びに関するニーズや実態等に関する調査研究、ワーキングチーム会議、障がい者の生涯学習支援体制構築モデル事業成果報告会）
- ・特別支援学校等における児童生徒の生涯学習の意欲向上に資する取組の実施
（特別支援学校や大学等との連携による児童生徒への体験的な学びの機会拡充の取組、特別支援学校等における児童生徒の生涯学習の意欲向上に向けた学校及び地域への働きかけ）
- ・障がい者の学びに関する情報を一元的に収集・提供する仕組みの構築
（障がい者の学びに関する情報を一元的に収集・提供する仕組みの構築、ワーキングチーム会議）
- ・読書や図書館等の利用や意思疎通に困難を伴う障がい者の支援に関する取組の実施
（障がい者の読書環境の整備に向けた研修等の実施、アクセシブルな書籍の充実や活用に向けた啓発）

事業終了後の目指す方向性

- ・全道各地の実情に即した学びの場をさらに拡充させ、学校卒業後の障がい者の社会参加・活躍をより一層推進していく。
- ・市町村の教育振興基本計画や生涯学習・社会教育推進計画等の策定を通して、障がい者の生涯学習に関する施策の持続可能な推進体制の定着に向けて支援する。

その他

北海道教育委員会ウェブサイト
「障がいのある方の学びの体制を構築するために」
<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sgg/183666.html>



宮城県仙台市（所在地：宮城県仙台市）

事業名

仙台市・生涯学習を通じた共生社会推進事業

事業の趣旨・目的

- ・障害等の有無に関わらず、誰もが地域の一員として社会参加できるような地域社会を目指すため、その仕組みづくりとして、学校卒業後も学びの機会に親しみ、充実した生活を送ることができる環境づくりを目指す。
- ・障害等のある方の学びの場の拡大に向けた人材育成を図るため、庁内関係課、関係団体等が連携し、社会教育施設等職員の障害理解の促進、企画・実践するためのノウハウ等を普及させる。

事業実施体制・連携先

コンソーシアムの構成：

大学、市民センター、文化・スポーツ施設、ミュージアム等関係団体、福祉関係団体、NPO、企業、社会教育関係団体、市関係課（障害福祉、特別支援教育、図書館、生涯学習）
オブザーバー：宮城県教育庁生涯学習課、仙台市文化振興課
事務局：仙台市教育局生涯学習課・NPO法人エイブル・アート・ジャパン

事業内容

◎令和7年度のポイント「コンソーシアム構成団体における取組の実施」「より身近な場所での取組の実施」⇒障害者の生涯学習の機会拡大

- コンソーシアムの会議の開催 関係者のネットワーク構築、事例紹介等による情報、取組方法に関するノウハウの共有 等
- 障害者の生涯学習プログラムの実施
障害者の生涯学習プログラム「スウプノアカデミア」の継続実施、障害のある人もない人も共に学ぶ「ミンナシテマザール」のアウトリーチ
スウプノアカデミアのプログラム検討にあたっては、障害当事者を含めた検討会を実施し、障害者のニーズの把握等も行う。
社会教育施設等職員、社会教育主事等に公開し、障害者と一緒に考え学ぶ機会、事業実施のノウハウを知る機会とする。
- 人材育成に資する研修の実施
社会教育施設等職員に向けた研修の実施、嘱託社会教育主事制度を活用した取組、市内各区障害者自立支援協議会における情報提供 等
- 共生社会コンファレンスの実施
支援者等による話題提供、障害当事者を含めたディスカッション、生涯学習プログラムの成果発表（障害当事者による）等
- 特別支援学校等における取組の実施 特別支援コーディネーター研修、PTA事業における理解促進 等
- 読書や図書館利用者等に関する支援 視聴覚障害者に対するバリアフリー資料の提供、「りんごの棚」の設置 等
※事業の一部はNPO法人エイブル・アート・ジャパンに一部再委託し実施

このほか、ポータルサイトの利活用促進（情報の一元的収集・提供）、宮城県教育委員会と連携した取組等を実施し、本事業の普及・啓発に力を入れる。

事業終了後の目指す方向性

- ・障害等の有無に関わらず参加できる生涯学習事業を増やす。
- ・障害のある方が、生涯学習事業に参加したいと思っているものの、その特性ゆえに参加にハードルを感じている時、どのような配慮があれば、事業の目的を損なうことなく参加できるかということを、事業を企画検討する施設職員が自ら考え、または他関係機関と連携しながら実施できる仕組みを構築する。

その他



障害者の生涯学習プログラム「スウプノアカデミア」
<https://soup.ableart.org/program/2024nen/soupnoacademia2024/>

超福祉の学校 2024 @SHIBUYA (アーカイブ)

～障害の有無を飛び超えて、つながる学び舎～

＜主催：NPO法人ピープルデザイン研究所 共催：文部科学省 等＞

全国各地の共生社会の実現に向けた具体的なアクションや、障害者の生涯学習などの取組を、様々な形で渋谷から全国に発信していきます。

飛び超えて学ぼう、学んでつながろう。

リアルタイムで参加できない方や渋谷まで来られない方々も、場所と時間を飛び超えて、いつでもどこからでも参加できる学び舎を、全国の超福祉プレイヤーの皆さんと一緒に創りあげていきます。



■開催日時

【シンポジウム】 令和6年10月25日(金)～27日(日)

【展示・体験】 令和6年10月24日(木)～29日(火)

■会場

渋谷ヒカリエ 8F シンポジウム 08/COURT

展示体験 08/CUBE



「超福祉の学校」の様子(ピープルデザイン研究所提供)

★文部科学省企画 シンポジウム

10/26(土)13:00-14:30 『学びの場づくりに込められた思いから「共に学ぶ」を考える』

10/27(日)15:00-16:30 『障害の有無に関わらず誰でも楽しめる博物館・美術館』

「障害者の生涯学習アドバイザー」派遣事業

派遣費用は
文部科学省が
すべて負担

誰もが、障害の有無にかかわらず「共に学び、生きる共生社会」の実現を目指しませんか？
障害者の生涯学習に関する取組を始めようとしている自治体や社会教育施設、福祉団体等のみなさんに、助言や支援を行う「障害者の生涯学習アドバイザー」を派遣します。

このような
ご希望や悩み



- ・社会教育主事の研修で「障害者の生涯学習」について講演をしてほしい！
- ・「障害者の生涯学習」について公民館職員に向けて勉強会を開きたい！
- ・そもそもどうして「障害者の生涯学習」が大切なの？
- ・生涯学習って難しそう。どんなことをしたらいいの？
- ・全国の「障害者の生涯学習」の事例の紹介をしてほしい！
- ・障害者向けの学習プログラムを作りたいので、アドバイスをほしい！
- ・福祉との連携って具体的にどのようなことをすればいいの？
- ・委託事業を受託するか検討しているので、相談にのってほしい！ などなど

派遣内容

好事例・先進事例の
紹介

連携強化
ネットワーク構築支援

体制整備
人材育成支援

普及・啓発方法に
係る支援

自治体内研修の
講師

課題分析・取組手法等に
係る支援等



申請の 手順

- ① 申請 : 自治体・団体等から文部科学省担当者へ、アドバイザー派遣申請書を提出(悩む場合はまず相談を！)
- ② 相談 : 派遣申請書の内容に基づき、文部科学省担当者との相談
- ③ 決定 : アドバイザーと日程調整の後、派遣が決定
- ④ 打合せ : アドバイザーと直接、派遣内容や講演内容について打合せを行う
- ⑤ 派遣 : アドバイザーによる研修講師や指導助言などを実施(オンラインも可)
- ⑥ 報告 : 派遣終了後、1週間を目安に文部科学省担当者へアドバイザー派遣の報告書を提出

- ・要綱の趣旨以外の目的には派遣できません。
派遣を希望する団体等は、希望内容を事前に文部科学省に御相談ください。
- ・文部科学省が事前に承認している派遣以外
は、謝金等お支払いができません。1ヶ月以上の余裕をもって申請ください。

お問い合わせ先

文部科学省 男女共同参画共生社会学習・安全障
害者学習支援推進室

TEL 03-5253-4111(内線 3460)

E-Mail sst@mext.go.jp

アドバイザーの
・派遣要綱・申請書・報告書
はこちら！



都道府県、市区町村、社会教育施設、福祉関係団体、特別支援学校など幅広くご活用いただけます。

ぜひご活用ください。

■ 過去の派遣例

- ・障がい者の生涯学習推進キックオフミーティング講演（自治体）
- ・委託事業受託に向けた相談会（自治体）
- ・公民館職員に向けた講演（自治体）
- ・学習プログラムに係る助言（民間団体）
- ・連携協議会での助言（民間団体）

※派遣回数については事前にご相談ください

「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰



概要

社会教育やスポーツ、文化芸術、情報保障、普及啓発等の分野において、**障害者の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体**について、その内容が他の模範と認められるものを**文部科学大臣が表彰**。その取組を全国に広く周知し、障害者の生涯学習の推進に資することを目的とする。例年、障害者週間（12/3-12/9）にあわせて表彰式を実施。

表彰種別

◇功労者表彰（表彰対象は個人又は団体）

これまでの長期にわたる活動の功績を称えるもの。
（活動実績10年以上）

◇奨励活動表彰（表彰対象は活動）

活動に顕著な成果があり、今後の発展や他への普及が大いに期待されるもの（活動実績3年以上）

推薦等

◇都道府県・指定都市からの推薦

◇文部科学省関係団体からの推薦

- ・全国特別支援教育推進連盟
- ・日本パラスポーツ協会
- ・全国芸術系大学コンソーシアム
- ・全国国公立大学
- ・障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク

→審査委員会の審査を経て被表彰者を決定

参考

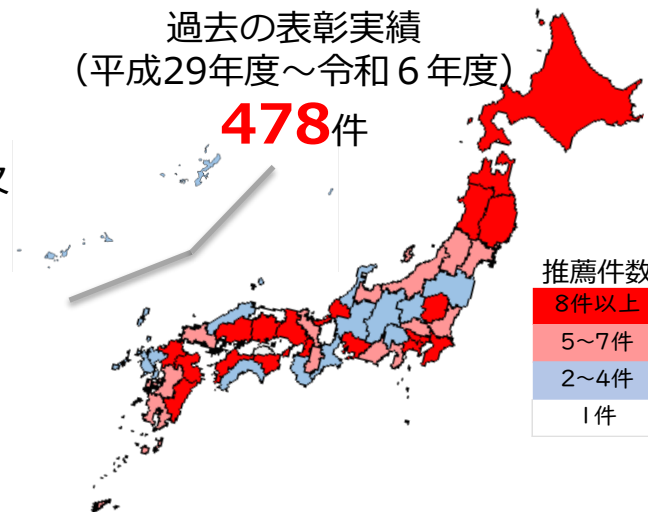
◇過去の被表彰者の活動内容をまとめた事例集



https://kyouseisyakaino.manabi.mext.go.jp/award_arch/

過去の表彰実績
（平成29年度～令和6年度）

478件



推薦件数
8件以上
5～7件
2～4件
1件



表彰式・事例発表会の様子
（令和6年度）



学 習

調理実習



静岡県焼津市

iPhone活用研修会



広島大学

茶道



兵庫県加古郡播磨町

訪問型学習支援



愛媛大学

清掃活動



岡山県岡山市

ペン習字教室



京都府綾部市

スポーツ

福祉フェスティバルでのダンス



群馬県吾妻郡嬬恋村

バリアフリーサイクリング



沖縄県北部地域市町村

グラウンド・ゴルフ教室



鹿児島県薩摩川内市

フロアホッケー



東京都葛飾区

パラスポーツ体験



東京都港区

フォークダンス



埼玉県川口市

文化芸術

自由に交流できる居場所での制作



秋田県秋田市

青空書道教室



青森県八戸市

音楽祭へ向けた練習



熊本県熊本市

手話コンサート



鹿児島県霧島市

美術館でのワークショップ



東京都八王子市

チャレンジド・ミュージカル



千葉県市川市

情報保障

対面朗読



東京都東村山市

対面音訳



福井県福井市

点訳活動



長野県長野市

音訳活動



熊本県合志市

点訳活動



栃木県宇都宮市

音訳活動



愛知県岩倉市

推薦締切り：7月25日（金）

積極的な御推薦をお待ちしております！！

令和7年度表彰式及び事例発表会（予定）

日時：令和7年12月9日（火）午後

場所：文部科学省東館3階第一講堂

開催方法：対面とオンライン

読書バリアフリー ～誰もが読書ができる社会を目指して～



読書バリアフリーとは？

障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられること。

背景・経緯

- 2018年「盲人、視覚障害者その他印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」（通称：マラケシュ条約）の締結
- 2019年「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（通称：読書バリアフリー法）の施行
- 2025年「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（第二期）の策定
- ～ 現在 地方公共団体における計画策定（努力義務）の推進

視覚障害者等とは？

視覚障害者：約27万人

全盲・弱視など

身体障害者：約158万人（肢体不自由）

寝たきりや上肢の障害等の理由により書籍を持つことやページをめくることが困難・眼球使用が困難

学習障害者：約3万人（通級による指導を受けている児童生徒数）

ディスレクシアなどの学習障害等により読字が困難

出典：令和4年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）
特別支援教育資料（令和4年度）

**188万人以上
が読書に困難
を抱えている**

現状は？

視覚障害者等が利用しやすい書籍等は
十分ではない

（視覚障害者向け書籍数は蔵書総数の**140分の1**程度）

公共図書館における資料の状況

蔵書冊数総計： 448,090,795冊

視覚障害者向け書籍数※： **3,188,060冊**

※録音図書、点字図書等、大活字本の保有数の合計
出典：令和3年度社会教育統計

視覚障害者等が利用しやすい書籍等（以下「アクセシブルな書籍等」）とは？

点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック、布の絵本、
音声読み上げ対応の電子書籍、デージー図書、オーディオブック、テキストデータ等

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）【概要】 （読書バリアフリー基本計画）

令和7年3月28日
文科大臣・厚労大臣決定

本計画の位置付け

- ・視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備の推進に関する施策の推進を図るため、読書バリアフリー法（7条）に基づき、総務大臣・経済産業大臣等との協議を経て、文部科学大臣・厚生労働大臣が策定（対象期間：令和7～令和11年度の5年間）。
- ・関係者による「協議の場」（18条）として設置した関係者協議会からの意見聴取を踏まえて策定。
- ・本計画策定後も、引き続き関係者協議会を開催するとともに、定期的な施策の進捗状況等の把握、課題の解決に向けた取組を実施。

基本的な方針

1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

- ・アクセシブルな電子書籍等（＝音声読み上げ対応の電子書籍、デジタイズ図書、オーディオブック、テキストデータ等）について、市場で流通するものと、著作権法第37条に基づき障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。
- ・視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍（＝点字図書、拡大図書等）を提供するための取組を推進する。

2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

- ・公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実させる。
- ・アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネットワークの充実に努める。
- ・生成AI等の近年急速に進化している技術による課題解決を図ることの重要性に留意する。

3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

- ・読書環境の整備を進めるに当たり、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

施策の方向性

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（9条関係）

- ・公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実
- ・各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた、円滑な利用のための支援の充実
- ・視覚障害等のある児童生徒及び学生等が在籍する学校における読書環境の保障
- ・視覚障害等のある教職員への支援
- ・公立図書館等における障害者サービスの充実のための専門性を有する職員の配置の明示や、読書バリアフリーの普及・啓発の促進

2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10条関係）

- ・アクセシブルな書籍等の統合的な検索システム（みなサーチ）に係る十分な周知
- ・国立国会図書館やサビエ図書館のサービスの積極的な周知や利活用促進のための研修会の開催
- ・会員加入の促進などサビエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進

3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条関係）

- ・サビエ図書館の運営者における製作手順や仕様基準の共有及び製作技術の向上のための研修の充実
- ・特定書籍・特定電子書籍等（＝著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等）の製作ノウハウ共有等による製作の効率化
- ・特定書籍等製作者が望むデータ形式を相互に変換するための仕組みについての検討
- ・製作者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について、国が主導し実証調査を実施

4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条関係）

- ・技術等の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・電子書籍販売サイトにおける書籍情報の案内等がアクセシブルなものとなるよう環境整備の促進
- ・アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供
- ・書籍購入者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者等との検討の場を設置
- ・「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン」の図書館への普及に向けた導入支援

5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条関係）

- ・受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進、サービスの認知度の向上

6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援（14条・15条関係）

- ・点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報の入手支援
- ・点字図書館と公立図書館の連携によるサビエ図書館等のICTを用いた利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等の支援
- ・地方公共団体による障害の特性に即した端末機器等の給付の実施

7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等（16条関係）

- ・視覚障害者等が使いやすいシステム及び機器等の研究開発やサービス提供者に対する資金面の支援及び開発成果の普及

8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条関係）

- ・司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する社会の変化に対応した研修等の実施
- ・点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の確保と養成

基本的施策に関する指標

- ・「基本的施策に関する指標」を設け、これらの進捗状況を確認することで、着実な施策の推進を目指す。

できることは？

アクセシブルな書籍等入手する

みなサーチ（国立国会図書館障害者用資料検索）

全国にあるアクセシブルな書籍等を統合的に検索できるシステム。視覚障害者等用データ送信サービスの送信承認館になると、直接データのダウンロードやストリーミングも可



みなサーチ
国立国会図書館障害者用資料検索

<https://mina.ndl.go.jp/>



視覚障害者等用データ送信サービス

本サービスの**送信承認館**は、国立国会図書館や公共図書館等が製作した**250万件以上**の視覚障害者等用データ（DAISYデータ、点字データ、テキストデータ等）をダウンロードすることが可能。サービスの利用は**無料**。

送信承認館：345館（全公立・学校図書館の約0.9%）
うち学校図書館：49館
うち特別支援学校図書館：24館
（2024年6月末時点）

うち21館は
教育委員会主導
で導入



送信承認館の申請はコチラ→ <https://www.ndl.go.jp/jp/library/supportvisual/supportvisual-10.html>

サピエ図書館

サピエの施設会員になると、サピエが保有する**30万タイトル以上**の録音・点字・電子図書をダウンロードすることが可能。国立国会図書館の視覚障害者等用データも、一部を除いて利用可能。施設会員の年間利用料は4万円。



https://www.sapie.or.jp/sapie_manual.shtml

図書館の読書バリアフリーを進めるために
是非これらのサービスをご活用ください!!

アクセシブルな書籍等を知る・広める

りんごプロジェクト

NPO法人ピープルデザイン研究所が行う、アクセシブルな図書の普及事業。全国各地の学校や図書館等で、**出前事業**や**体験会**を実施。図書館における**「りんごの棚」**（**アクセシブルな図書のコーナー**）設置の普及を目指す。

https://www.mext.go.jp/content/20240618-mxt_kyousei01-000036612_24.pdf



読書バリアフリー啓発用リーフレット



文部科学省HPから、読み上げ対応版、A4サイズ印刷版、テキスト版がダウンロード可能。



https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_01304.html

冊子も配布中です。
ご希望ありましたら、お問い合わせください!!

合理的配慮の提供とは？

障害者差別解消法では、事業者や行政機関等が、
障害のある人に対して「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」および「環境の整備」を行うこととしています。

2024年4月に障害者差別解消法が改正され、民間事業所においても合理的配慮が法的義務化されました。

生涯学習のイメージキャラクター
マナビィ



合理的配慮の提供とは？

障害のある人の社会的なバリア（障壁）を取り除くため、事業者側の負担が重すぎない範囲で必要な対応をすることです。

合理的配慮の提供には、障害のある人と事業者が対話を重ね、共に解決策を導き出すことが大切です。

【社会モデルの考え方】

- 階段しかないで、2階には上がれない
- ▶「障害」がある



車椅子の方は、何も変わっていない
変わったのは、あくまでも周囲の環境



- 「社会モデル」の考え方に基
づけば、「階段」という障壁（バ
リア）があることで車椅子の
方に「障害」が生じているこ
とになります

- エレベーターがあれば、2階に上られる
- ▶「障害」がなくなった！



<社会的障壁(バリア)の例>

①社会における事物	通行・利用しにくい施設、設備など
②制度	利用しにくい制度など
③慣行	障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など
④観念	障害のある方への偏見など

障害の「社会モデル」に対して、障害は個人の心身のはたらきの障害によるものであるという考えを「医学モデル」といいます



参考資料



・障害者の差別解消に向けた
理解促進ポータルサイト



・政策広報オンライン

さまざまな啓発用ツールが
あるのでご活用ください



障害者差別解消法が改正に 事業者にも合理的配慮の提供が 義務化されます

- 我が国では、障害のある人もない人も、互いにそのらしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指しています。「障害者差別解消法」では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて「共生社会」を実現しようとしています。
- 令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者※による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務になります。 ※個人事業主やボランティア活動をするグループなども含まれます。

合理的配慮の提供とは？

事業者や行政機関等に、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

～できなくて困っています



社会的バリアを取り除くための申出

～だと助かります

～すること
いかがでしょうか



建設的対話 障害のある人と事業者等が話し合っ、共に対応策を検討

対応の例 筆談、読み上げ、代筆、タブレット型端末の利用、介助など

～をお手伝い
しましょう！



合理的配慮の提供

知る

障害者の差別解消に向けた
理解促進ポータルサイト

「障害者差別解消法」により定められている事項について理解していただくためのサイトです。事例動画などで分かりやすく説明しています。



障害者差別解消に関する
事例データベース

「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」などについて、行政機関や事業者等の相談窓口へ寄せられた具体例を、障害種類などに応じて検索できます。



調べる



障害者の書



障害者白書（毎年刊行）

政府が調じた各分野の障害者施策や取組について紹介しています。

障害者白書

検索



内閣府
Cabinet Office

内閣府 政策統括官（政策調整担当）付 障害者施策担当
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 ☎03-5253-2111（代表）

障害者の生涯学習推進ポータルサイト 共生社会のマナビ



共生社会のマナビ

障害者の生涯学習推進ポータルサイト <https://kyouseisyakainomanabi.mext.go.jp/>

令和6年度に開設した、障害者の生涯学習に関する情報を提供するポータルサイト。障害のある方が学校を卒業した後も、自分が「学びたいとき」に「学びたいこと」を学ぶことができるように、全国各地の障害のある方の生涯学習の取組や、学びの場づくりに関する情報を発信。委託事業や「障害者の生涯学習推進アドバイザー」の派遣について、各自治体の学習支援窓口の一覧等も掲載。

障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣 表彰事例集&事例発表動画



【令和6年度文部科学大臣表彰掲載URL】

https://kyouseisyakainomanabi.mext.go.jp/award_arch/award_r6/

平成29年度から毎年開催している「障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰」の被表彰者全件の取組概要を紹介した事例集・事例発表動画を掲載。



障害者の生涯学習啓発リーフレット【わかりやすい版】 だれでもいつでも学べる社会へ



特別支援学校等の生徒を主な対象に想定したリーフレット。

学校の授業や卒業生の同窓会等で、学校卒業後の学びの場の紹介や自分がチャレンジしたい生涯学習について考えるきっかけとして活用を期待。

障害者の学びの実践紹介動画

共に学び広る世界～障害者×生涯学習～

地域で障害者の生涯学習を実践する事例にスポットを当て、取組の様子を紹介。

学びの場に参加する障害当事者へのインタビューから、“学び”によって広がる世界、障害者の生涯学習実践のヒントを凝縮。

共に学び ひろがる世界



～重度重複障害者の生涯学習～

だれでも参加できる生涯学習の機会を作りませんか？



地域の生涯学習にかかわる地方公共団体、特別支援学校、NPO法人、社会教育施設、障害福祉サービス事業所等の方々に向けて、本人や家族へのアンケート調査・ヒアリング調査、生涯学習活動提供団体へのヒアリング調査をもとに、重度重複障害のある方の学びの現状や生涯学習への期待、実際の取組事例を紹介。

障害者の生涯学習支援入門ガイド事例集

共生社会のマナビ

地方自治体の社会教育や生涯学習の担当者、特別支援学校や大学などの学校教育の分野や障害福祉の分野で学びの場づくりに取り組みたいと考えている方に向けて企画・運営上、本当に知りたい内容を意識し、作成したリーフレット。



関連資料・動画一覧掲載URL

<https://kyouseisyakainomanabi.mext.go.jp/data/>

